

○樺原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成20年11月17日告示第202号

改正

平成22年3月10日告示第26号
平成24年5月23日告示第126号
令和7年9月4日告示第298号

樺原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、樺原市観光PRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに關し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、市に属する。

(貸出対象)

第3条 貸出しを受けることができるものは、各種団体とする。

2 次に掲げる事項に該当するときは、貸出しを行わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) 利益を得ることを目的として利用する場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 市のイメージを傷つけると認められる場合
- (7) その他市長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用料金)

第4条 使用料金は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出申請)

第6条 着ぐるみを使用しようとする者は、樺原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請に、着ぐるみを使用する催事の内容がわかる文書を添付しなければならない。

(貸出決定)

第7条 市長は、前条の貸出申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、貸出しの可否を決定し、樺原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 着ぐるみの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) 樺原市の担当課又はその指示する場所で着ぐるみを直接受け取り、返却すること。
- (3) 着ぐるみを定められた期限までに返却すること。
- (4) 着ぐるみを使用するに当たり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、市は一切の責を負わない。当該事故等が着ぐるみ自体の構造等による場合も同様とする。
- (5) 使用者の不注意により着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において修復すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成22年3月10日告示第26号）

1 この要綱は、平成22年3月12日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するもの

は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年5月23日告示第126号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年9月4日告示第298号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

樅原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

（宛先）樅原市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

樅原市観光PRキャラクターの着ぐるみを下記のとおり使用したいので、樅原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

催 事 名			
使 用 目 的			
使 用 台 数 等	<input type="checkbox"/> さららちゃん（白）		
	<input type="checkbox"/> さららちゃん（赤）		
	<input type="checkbox"/> こだいちゃん		
	※使用するものにチェックを入れてください。		
使 用 日	年 月 日	～	年 月 日
貸 出 期 間	年 月 日	～	年 月 日
担 当 者	所属 _____	氏名 _____	電話 _____

※着ぐるみを使用する催事の内容がわかる文書を添付してください。

樋原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出決定書

第 号

年 月 日

様

樋原市長

年 月 日付けで、申請のあった樋原市観光PRキャラクター着ぐるみ貸出しについて、適當／不適當と決定しましたので通知します。

記

催 事 名	
使 用 目 的	
貸 出 台 数 等	<input type="checkbox"/> さららちゃん(白) <input type="checkbox"/> さららちゃん(赤) <input type="checkbox"/> こだいちゃん
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 条 件	

※使用上の遵守事項

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) 樋原市の担当課又はその指示する場所で着ぐるみを直接受け取り、返却すること。
- (3) 着ぐるみを定められた期限までに返却すること。
- (4) 着ぐるみを使用するに当たり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、市は一切の責を負わない。当該事故等が着ぐるみ自体の構造等による場合も同様とする。
- (5) 使用者の不注意により着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任において修復し返却すること。